

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、政省令などの命令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続等を定めることによつて、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、命令等を定める場合の一般原則

1 命令等制定機関は、命令等を定めるに当たっては、根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、社会経済情勢の変化等を勘案し、命令等の内容について検討を加え、適正確保に努めなければならない。

二、意見公募手続

1 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、案及び関連資料をあらかじめ公示し、意見提出先及び意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 案は、具体的かつ明確な内容のものであって、題名及び根拠条項が明示されたものでなければならぬ。

3 意見提出期間は、公示日から三十日以上でなければならない。

三、意見公募手続の特例

1 命令等制定機関は、三十日以上の意見提出期間を定めることができない理由があるときは、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、案の公示の際理由を明らかにしなければならぬ。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

四、命令等制定機関は、意見公募手続の実施について周知、関連情報の提供に努めるとともに、提出された意見を十分に考慮しなければならない。

五、命令等制定機関は、命令等の公布と同時期に、命令等の題名、案の公示日、提出意見、提出意見を考慮した結果及び理由を、情報通信の技術を利用する方法により公示しなければならない。

六、法律の施行期日政令、地方公共団体の機関が定める命令等、国又は地方公共団体の組織について定める

命令等を定める行為については、意見公募手続等の規定は適用しない。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。